

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山梨地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

厚生年金関係 4件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額を平成16年12月29日、17年7月29日、同年12月29日、18年8月1日、同年12月29日及び19年7月31日はそれぞれ60万円、20年1月4日は58万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月29日  
② 平成17年7月29日  
③ 平成17年12月29日  
④ 平成18年8月1日  
⑤ 平成18年12月29日  
⑥ 平成19年7月31日  
⑦ 平成20年1月4日

平成16年12月から20年1月までに支給された7回の賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、オンラインの記録に賞与の記録が無いことは納得がいかないため、申立期間の賞与の標準報酬記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された申立期間の賞与に係る給料支払明細書等から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間の各月の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと

認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、事業所が提出した給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、平成17年7月29日、同年12月29日、18年8月1日、同年12月29日及び19年7月31日はそれぞれ60万円、20年1月4日は58万6,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成16年12月29日については、賞与からの保険料控除額を確認できる給料支払明細書等が無く、実際の保険料控除額が確認できないものの、申立人が保管する預金通帳の振込額から判断すると、おおむね当時の保険料率に基づく保険料が控除されていたものと推認でき、当該期間の標準賞与額については60万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る事業主における資格喪失日は、昭和51年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額を、昭和50年6月から同年9月までは17万円、同年10月から51年3月までは16万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月2日から51年4月1日まで

私は、A社に昭和50年6月2日から51年4月1日の間も継続して勤務し、保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の保管しているA社における勤務状況等を記載したメモから、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが推認できるが、オンライン記録では、昭和50年6月2日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、オンライン記録では、A社は、昭和50年6月2日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記載によると、「50年算定完了50.8.9」と記載されている上、同社が適用事業所に該当しなくなった日（50年6月2日）の後の51年6月25日に50年10月の算定記録が取り消され資格喪失年月日を同年6月2日と処理されているものが申立人のほか多数存在しており、かつ、当該処理前の記録から、同日において同社が適用事業所としての要件を満たしていたものと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和50年6月2日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は、

有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は、51 年 4 月 1 日であると認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については事業主が社会保険事務所に当初届け出た、昭和 50 年 6 月から同年 9 月までは 17 万円、同年 10 月から 51 年 3 月までは 16 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和17年6月1日、資格喪失日を20年9月30日とし、申立期間の標準報酬月額を、17年6月から同年8月までを60円、同年9月から20年8月までを120円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年9月30日まで

私は、申立期間にA社B工場に勤務し厚生年金保険料を控除されていました。一緒に働いていた同僚には厚生年金保険の記録が有るのに、自分には記録が無く納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B工場への入社から退社するまでの勤務状況や事実経過に係る申述内容には具体性があり、同僚の証言とも一致していることから判断すると、申立人は、申立期間において同事業所に継続して勤務していたと認められる。

また、申立人が、同社の同じ寮から勤務していたとして名前を挙げている申立人と同年代の同僚のうちほぼ全員に同社同工場での厚生年金保険の加入記録が確認できることから、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらのことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、A社B工場において、労働者年金保険発足時の昭和17年6月1日において、数千人の従業員の資格取得届が処理されていることが労働者年金保険被保険者番号払出簿により確認できるところ、現存する厚生年金保険被保険者名簿には、10名の記載しかなく、その後書き換えられた名簿においても整理番号の記載はなく、資格取得日順に処理されていないなど不明な点も多く、加

えて、申立期間当時、大空襲により、かなりの厚生年金保険被保険者名簿が焼失していることが確認できることから、申立期間当時の完全に復元された状態の厚生年金保険被保険者名簿を確認できない。

また、年金事務所によると、厚生年金保険発足時に、同社において数千人の被保険者にかかる事務処理が行われ、申立人と同姓同名の者の記録が確認できることから、何らかの理由で、申立人が記録されなかった可能性も否定できないとしている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 17 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は、保険出張所）に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は 20 年 9 月 30 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚の標準報酬月額の記録から判断すると、17 年 6 月から同年 8 月までを 60 円、同年 9 月から 20 年 8 月までを 120 円とすることが妥当である。

## 山梨厚生年金 事案 344

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
高校卒業後、昭和 34 年 4 月に A 事業所に就職し、同年 11 月末日ごろまで勤務していたことを覚えているが、厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年 8 月 21 日となっており納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 34 年 4 月に A 事業所に就職し、同年 11 月末日ごろまで勤務していた。」と主張している。

しかし、申立人からは、当該事業所の厚生年金保険被保険者資格の喪失日となっている同年 8 月 21 日以後の状況について、秋から冬ごろに A 事業所の同僚が撮影したとする申立人と同僚の写真、当該事業所を退職した直後に撮影されたとする入寮した冬の装いの寮生の集合写真及び同僚に係る証言が得られているものの、申立人が退職した時期について覚えている者はおらず、申立人の当該事業所における勤務期間を特定するまでには至らない。

また、当該事業所は既に解散し、申立人の勤務の実態等の事実を確認できる関連資料は無い。

このほか申立人の申立期間に係る保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 2 日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）の記録に賞与の記録が無いことは納得がいかないので、申立期間の賞与の標準報酬記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給台帳から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、申立人は、平成 17 年 6 月 29 日にA社の厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日に子会社であるB社の代表取締役として厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、賞与が支給された同年 12 月は、A社においては、厚生年金保険の被保険者ではなかったことが確認できる。

また、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、さらに、第 81 条第 2 項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、平成 17 年 12 月は、申立人がA社においては厚生年金保険の被保険者とはならない月であり、当該月に支給された賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月1日から32年3月20日まで  
年金を請求するときに、A社の厚生年金保険被保険者期間の81か月分が脱退手当金として支給されていることを初めて知り驚いた。当時は、年金に関心も無く、社会保険事務所(当時)がどこにあるかも知らなかった。年金手帳も会社が保管していたと思う。請求もしていない脱退手当金を支給されたことになっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)において、申立人に対して脱退手当金を支給したことを示す資格期間、平均標準報酬額、支給金額及び支給年月日の記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性の被保険者記録を調査したところ、申立人を含む4人のうち、3人に脱退手当金が支給されていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間に係る事業所を退職後、昭和47年4月に国民年金に加入するまで年金制度に加入した形跡が無い上、申立人に脱退手当金が支給決定された昭和33年2月当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことも踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 山梨厚生年金 事案 347

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 1 月 1 日から 9 年 7 月 31 日まで  
調査の職員が自宅に来て、自分の厚生年金の記録が改ざんされていたことを初めて知った。正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人が申立期間当時に代表取締役を務めていた A 社における同人の厚生年金保険の標準報酬月額は、申立期間のうち平成 8 年 1 月から同年 3 月までは当初 44 万円と記録されていたところ、同年 6 月 13 日に申立人の標準報酬月額の記録が同年 1 月から同年 3 月までさかのぼって 20 万円に、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 9 年 7 月 31 日以降の同年 8 月 18 日に、申立人の標準報酬月額は、8 年 4 月から 9 年 6 月まで 20 万円から 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人の妻の証言から、A 社では社会保険料の滞納があり、申立人の妻と社会保険事務所（当時）の職員との間で複数回にわたり滞納の処理方法について話し合いが行われていたことが認められる。

しかしながら、社会保険料の納付を継続することが困難となったため、社会保険から脱退するような決定を事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、申立人の妻が無断で行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額の遡<sup>そきゅう</sup>及訂正の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。